

令和8年4月1日より

交通反則通告制度

自転車の違反に青切符が導入



青切符(交通反則通告制度)とは…

運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続を受けずに事件が処理される制度。

例



携帯電話使用等
(保持)
12,000円

【対象】
16歳以上
113の反則行為



信号無視
6,000円



【通行区分違反】

車道の右側通行
6,000円



指定場所一時不停止
5,000円



【公安委員会
遵守事項違反】

傘さし運転
5,000円

違反手続の流れ

軽微な違反
(交通反則通告制度対象)

悪質な違反
(交通反則通告制度の対象外)

青切符を交付

赤切符を交付

8日以内に
反則金を納付

する

しない

交通反則通告
センターに出頭し、
反則金納付の通告
を受ける

11日以内に
反則金を納付

する

しない

手続終了

刑事手続へ
有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

一定の危険な行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

※対象行為は裏面に記載しています。



交通機動隊

Be-Unit

「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り赤切符を受け、刑事手続となります。

京都府・京都府警察・「かなえる・かなでる」プロジェクト

● 青切符対象の反則行為抜粋 ●

5,000円～6,000円

信号無視

- ・赤色点滅信号 (5,000円)
- ・赤色信号 (6,000円)

6,000円

通行区分違反

追越し違反

踏切不停止等

交差点安全進行義務違反

環状交差点安全進行義務違反

横断歩行者等妨害等

安全運転義務違反

7,000円 遮断踏切立入り

12,000円 携帯電話使用等(保持)

5,000円

通行禁止違反

被側方通過車義務違反

道路外出右左折合図車妨害

車間距離不保持

路面電車後方不停止

交差点右左折等合図車妨害

環状交差点通行車妨害等

指定場所一時不停止等

減光等義務違反

警音器吹鳴義務違反

自転車制動装置不良

安全地帯徐行違反

安全不確認ドア開放等

歩行者用道路徐行違反

通行帯違反

法定横断等禁止違反

進路変更禁止違反

乗合自動車発進妨害

交差点優先車妨害

緊急車妨害

交差点等進入禁止違反

合図不履行

乗車積載方法違反

泥はね運転

転落等防止措置義務違反

停止措置義務違反

歩行者等側方通過義務違反

急ブレーキ禁止違反

指定横断等禁止違反

追い付かれた車両の義務違反

割り込み等

優先道路通行車妨害等

徐行場所違反

無灯火

合図制限違反

軽車両整備不良

幼児等通行妨害

転落積載物等危険防止措置義務違反

公安委員会遵守事項違反

3,000円

通行許可条件違反

軌道敷内違反

環状交差点左折等方法違反

制限外許可条件違反

歩道徐行等義務違反

路側帯進行方法違反

道路外出右左折方法違反

警音器使用制限違反

原付等牽引違反

並進禁止違反

交差点右左折方法違反

軽車両乗車積載制限違反

自転車道通行義務違反

一定の危険な行為（自転車運転者講習受講対象違反）16類型

信号無視・通行禁止違反・歩行者用道路徐行違反・通行区分違反・路側帯進行方法違反
遮断踏切立入り・優先道路通行車妨害等・交差点優先車妨害・環状交差点通行車妨害等
指定場所一時不停止等・歩道通行時の通行方法違反・制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
酒気帯び運転等・安全運転義務違反・携帯電話使用等・妨害運転

令和8年4月1日から

自動車等が自転車等の右側を通過する際の規定が新設

自動車等が自転車等の右側を通過する際に、
両車の間に十分な間隔が取れない場合は

- ・自転車との間隔に応じた安全な速度で進行
- ・自転車もできる限り道路の左端に沿って進行することが規定されます。

(普通車は点数2点・反則金7,000円、自転車は反則金5,000円です。)

